

8月の無料相談

※祝日は除きます。

相 談 名		日 時		場 所		主な相談内容(相談員)	
市民法律相談		毎週火曜日 (15日はお休み)	13:30～16:30	広報広聴課 (☎内線2376)		法律が関係する困りごと (弁護士) ※予約制 要望、苦情、意見など (担当職員)	
市民相談		月～金曜日	8:30～17:15			相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
司法書士相談		9日(水)	13:30～15:30			相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)などの作成に関すること(行政書士) ※予約制	
行政書士相談		17日(木)	13:30～16:30			労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)	
総合労働相談		8月はお休み	13:30～16:30	広報広聴課		土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
土地家屋調査士相談		2日(水)	13:30～15:30	広報広聴課		国や県の行政に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)	
行政相談		16日(水)	13:30～15:30	広報広聴課 (☎内線2376)		税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00～14:00)	
税務相談		1日・8日(火) 17日(木)	13:00～15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)		日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
心配ごと相談		毎週水曜日	13:00～16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)		商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
消費生活相談		月～金曜日	9:30～16:30	消費生活センター (☎823-3928)		18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
家庭児童相談		月～金曜日	8:30～17:15	こども福祉課 (☎内線2393)		乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
育児相談		月～金曜日	9:00～17:00	地域子育て支援センターさくらば (☎823-1288)		言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関するごと(早期療育相談員)	
早期療育相談		月～金曜日	9:30～16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)		青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可	
青少年相談		火～土曜日	10:30～17:00	青少年センター (☎823-7838)		不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
教育電話相談		月～金曜日	9:00～16:00	教育相談室 (☎823-7837)		交通事故に関するごと(県委嘱相談員・弁護士)	
交通事故相談		月～金曜日 (第1・3水曜日は弁護士相談)	9:00～16:45 (13:00～16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)		家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
人権相談		月～金曜日	9:30～16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)		結婚相談(県マリッジサポーター)	
結婚相談		3日・17日(木) 19日(土)	15:00～16:30	まちなか交流ステーションほっとOne (☎879-8815)		生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
生活相談		毎週水曜日	13:00～16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)		ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。	
ひきこもり専門相談		10日(木)	13:30～15:30			精神障害者の医療などに関するごと(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(一般精神)		18日(金)	14:00～16:00	土浦保健所 (☎821-5516)			
精神保健相談(一般・老人)		1日(火)	14:30～16:30				
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00～15:40	男女共同参画センター (☎827-1107)		夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門的女性カウンセラー) ※予約制	
		12日(土)	10:00～15:00				
	一般相談	4日・25日(金)	13:00～16:00			家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制	

消費生活センターより

インターネットでの

旅行申し込みは慎重に！

消費生活センター(☎823・3928)

《相談事例》

海外旅行に行こうと、旅行業者のサイトから航空券とホテルを申し込み、クレジットカードで決済しました。その後、日程を変更しようと思い、すぐに取り消しをしましたが、高額なキャンセル料が発生しました。日程は4か月以上先なのに、キャンセル料がかかるのでしょうか。

《アドバイス》

旅行の種類は、大きく分けると**企画旅行**と**手配旅行**があります。

●企画旅行(いわゆるパッケージツアー)

往復の航空券や宿泊先、観光プランなどを、旅行業者が作成します。キャンセル料は出発の40~30日前から発生し、旅先でのトラブルなどの補償があります。

●手配旅行

旅行者の依頼により旅行業者が宿泊と航空券の手配を代行します。航空券やホテルを自由に選べるというメリットがありますが、旅行中に起きた事故や旅程の変更などは、旅行業者のミスである場合を除き、すべて自己責任になります。

今回の場合は、インターネット申し込みによる**手配旅行**であり、クレジットカード決済のため、手続き完了時点(承諾メールが届いたとき)からキャンセル料が発生します。インターネット旅行サイトからの申し込みは手軽で便利ですが、対面での説明がないため、自分で契約条件などをよく確認する必要があります。

困ったときには、消費生活センターに相談しましょう。